

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	24	協定項目名	通学区域の取扱
調整方針	通学区域については、現行どおりとするが、合併後、通学区域の見直しの必要が生じた場合は、通学区域審議会を組織し、通学区域を検討する。		
現		況	
十 和 田 市		十 和 田 湖 町	
<p>市立学校 小学校 18校（16年3月柏小閉校） 中学校 7校</p> <p>通学区域が十和田湖町と面する学校 ・西小学校 ・深持小学校（旧柏小学校区含む） ・上切田小学校 ・大不動小学校 ・甲東中学校 ・切田中学校</p> <p>通学区域の新設・改廃については、通学区域審議会の協議を経て決定される。（審議会の委員は校長、議会議員、父母と教師の会代表者、知識経験者等） 学区外通学については、保護者から許可申請書を提出してもらい、担当課で審査し、決定している。</p> <p>特認校（切田中学校） 切田中学校の特色ある教育を受けさせたいと願う保護者に対し、自主通学を原則に学区外からの入学を許可している。</p>		<p>町立学校 小学校 4校 中学校 2校</p> <p>通学区域が十和田市と面する学校 ・沢田小学校 ・法奥小学校 ・第一中学校</p> <p>秋田県小坂町の児童・生徒の受け入れをしている。 ・十和田湖小学校 ・十和田湖中学校</p> <p>学区外通学については、保護者から許可申請書を提出してもらい、担当課で審査し、決定している。</p>	
具 体 的 な 調 整 内 容			
<p>1 通学区域は教育委員会規則により定められている。</p> <p>2 通学区域については、下記のことを考慮する必要があると思われる。 距離及び通学手段、通学経路 保護者及び住民の意見 学校の児童生徒数、将来予測される児童生徒数経過措置について</p> <p>3 十和田市の場合は、通学区域の改廃について審議会の審議が必要となる。</p> <p>上記から、通学区域の改廃は十分に慎重な協議や手順を要し、住民や保護者との意見交換及び改廃による周知・相談の期間も必要であるので、合併前の見直しは行わないものとし、合併後、必要に応じ、通学区域審議会を組織し、新市全域の学区について、学校の統廃合及び学級編成等も考慮したうえで、見直しするものとする。</p> <p>小坂町の児童・生徒の受け入れは合併後も継続していく。</p> <p>特認校については、合併後も当面、切田中学校を特認校とする。なお、同市内となるので、現在の十和田湖町内からの入学も受け入れすることになるが、合併後の中学校新規入学者とする。</p>			